

日本の文化政策を振り返る

——第二次大戦終結期までの日本の対朝鮮文化政策をめぐって——

0. はじめに

韓国に対する日本の文化政策について考える。

李承晩政権以来、戦後韓国の対日文化政策は明確である。

しかし現在の日本の側には、これに対応する韓国文化の「解放政策」や「受け入れ規制」などは存在しない。現在の日本人の大半が共有する理解によれば、文化政策というのは文化振興策なのであって、「規制」が必要なのは過剰な暴力や差別を含んだ「有害な文化」に対抗するための、ごく限られた措置にすぎない。(1)

特にそれが対外文化政策であれば、できるかぎり門戸を開いて、相手国の文化を紹介し、豊かな情報をもたらすことが、基本であろう。国境を越えた自由な文化情報の交換が、国と国の相互理解を深め、誤解をとりのぞき紛争を避ける手立てを教える。相手国が、自国とは違った文化を持つことを理解し、時には相手国の側にたち、「異文化の視線」をもって自文化の相対性や欠陥を知ることは、自国の文化を豊かにするために不可欠な作業である。グローバリゼーションがあたりまえのこととして理解され、「国際理解教育」が必須のカリキュラムになりつつある今日、ある特定の国をターゲットにして文化の規制を行うことなど現在の日本では考えられない。相手が、大国であっても小国であっても、距離的に近い国でも遠い国でも、いかなる差別もなく情報を交換し合うのが、対外文化政策には不可欠なはずである。

しかし、ごく近い過去をふり返って見ると、日本にはこれとはまったく別な種類の文化政策があった。特に日中戦争の開始から太平洋戦争の終結に至るまで、日本は「八紘一宇」を旗印にかかげ、日本を大東亜共栄圏の盟主とし、台湾・朝鮮の植民地支配を徹底し、民衆を、天皇の赤子として、「皇国臣民」として、組織しようとしてきたネガティブな文化政策の歴史がある。

韓国・朝鮮は、この「内鮮一体」の文化政策によって国語を奪われ、創氏改名によって名前を奪われた。

戦後 60 年になろうとする現在に至るまで韓国政府が「対日文化政策」を堅持し続けてきたのは、こうした歴史的な事実の深刻さを示すものであり、この歴史を無視し、「妄言」を繰り返す日本政府関係者に対する警戒感を現わすものと思われる。

本稿では、戦時下日本のネガティブな文化政策を考察する。そして、この問題を考える上で、特に川崎市の臨海工業地帯の韓国・朝鮮人の集住地区を対象とすることとした。

この地域には、1920 年代から朝鮮人労働者の居住がはじまり、地域の工業化の進展にともない、次第に定着人口が増加し、特に 1939 年の国家総動員法の実施以降は、さらに大幅に増加する。

1945 年 8 月の太平洋戦争の終結と日本の植民地支配集結による光復以降、多くの朝鮮人労働者が祖国復帰を果たし、韓国・朝鮮人人口は、ほぼ 1939 年の水準にもどり、今日まで推移している。

本稿が、特に川崎市臨海工業地帯を対象としたのは、まず第一に、この地域が日本の近代化による農村から工業地帯への変貌の一つの典型を示していると思われるからである。近代化、工業化によって、川崎市臨海地帯は、まず関東各地から、ついで東北や沖縄、さらに植民地であった朝鮮半島から労働者を集めて肥大化していく。そして太平洋戦争の激化とともに、「徴用」という形で強制的に朝鮮人労働者が動員されてくると、「協和会」という翼賛的な文化団体を通じて皇民化教育が徹底化される。これは、この地域にかぎらず、東京、大阪、神戸、横浜、横須賀、北九州など日本各地の大都市近辺の工業地帯に見られた現象であろう。

川崎市臨海工業地帯を対象とするもう一つの理由は、この地域が戦後、特に 1970 年代以降、韓国朝鮮文化の大切な発信基地になったからである。日立就職差別反対運動を契機にして 1970 年に「朴君を囲む会」が生まれ、これが後の「民族差別と闘う連絡協議会」に発展していく。川崎市当局に働きかけて児童手当の国籍条項撤廃(1974 年)、要保護世帯に対する奨学金支給要件問題(1977 年)など生活に密着した差別撤廃の運動を繰り広げ、1986 年には「川崎市在日外国人教育基本方針」の制定を引き出す。こうした一連の運動は、この地域に根ざす在日大韓基督教会に所属する川崎協会を一つの核として展開された経緯をもつ。

川崎教会は、こうした人権闘争の一方で、財団法人青丘社を立ち上げ、保育所を経営し、1986 年以降、多文化共生の社会教育の場としてふれあい館の運営を川崎市から委託されている。

2003 年 12 月現在の川崎市の外国人登録者総数は 26411 人、うち韓国・朝鮮人は 9265 人である。(2)その内訳には、近年日本にやってきた所謂ニュー・カマーや学生、会社員など一時滞在の人々も少なくない。川崎市は、1990 年代から顕著になりはじめた外国人の多国籍化に対応するために、1996 年に「川崎市市民代表者会議」を立ち上げ、韓国・朝鮮人中心の共生政策から、韓国・朝鮮人を含む多民族・多文化共生政策にむけて、少しずつシフトを変え始めた。

こうした新しい状況を理解し・展望するためにも、戦前の川崎臨海地区における在日朝鮮人達の歩みを検証することは、有効であると考ええる。

1. 地域形成の歴史

現在の川崎駅に程近い旧東海道沿いの一帯は、江戸時代には宿場町として発達した。天保年間には本陣・旅籠・伝馬問屋・人足溜などがつらなり、近辺の神奈川、程ヶ谷をしのぐほどであったという。明治を迎えると、新橋・横浜間の鉄道の開通によって停車場が開設され、宿場は衰退したが、鉄道による流通の活性化によって川崎町に人口が集中し、北部大師河原村の「厄除大師」平間寺へも参詣客を集めることとなった。(3)

しかし明治末から大正初期までの川崎北部には、**地図(図1)**に見るように広々とした田畑が広がっている。当時の橘樹郡は、県下でも有数の米作地帯であり、川崎町をはじめ、海岸沿いに広がる大師河原村、田島村、町田村では、梨、桃などの果実栽培が盛んで「長十郎梨」「伝十郎桃」などの産地として、広く知られるようになっていた。**表1**に示した大正元年の職業戸別調査は、こうした趨勢をよく示している。とくに本稿の対象とする桜本地区の原型をなす田島村は、農業 512 戸、工業 16 戸、商業 23 戸、漁業 0 という数字が示すとおり、大都市近郊の純農村であったことがわかる。

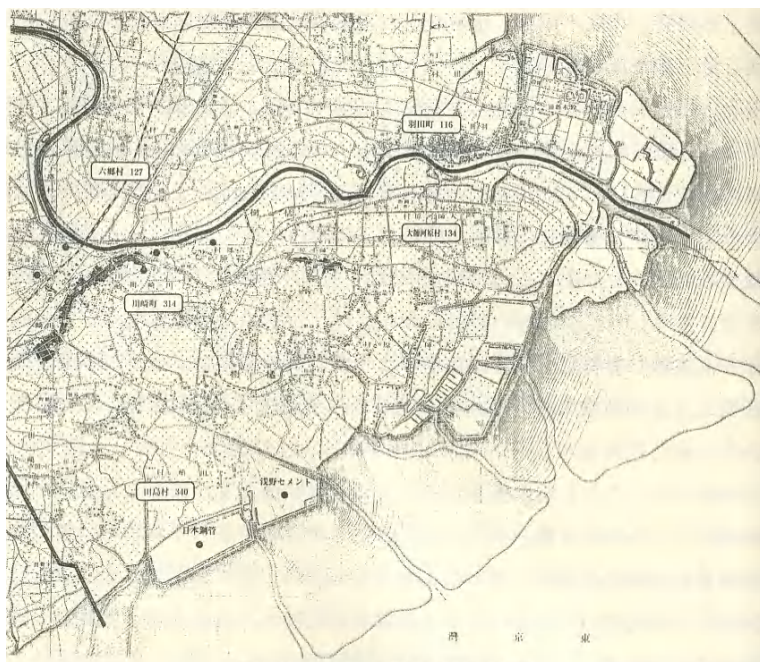


図1 川崎町・田島村周辺地図

「川崎町周辺の人口と工場の発展」『川崎市史 資料編3 近代・付録』(川崎市 1990年)より縮尺して作成。(原図は、陸軍測量部2万分の1地形図[明治39年測図]をもとに作成された。四角の枠内の町村名の数値は、明治41年の人口を100として大正8年の人口変動を示した指数である。)

こうした伝統的な生業構成と生活に大きな変化が現れるのは、明治末に開始された積極的な工場誘致政策の結果である。この間に横浜精糖(1905年)、東京電気(1908年)、日本蓄音機商会(1910年)、鈴木商店(1913年)、富士瓦斯紡績(1914年)と、日本を代表するような大企業が、やつぎばやに進出している。横浜精糖は、後に明治精糖に合併されたが、東京電気は現在の東芝、日本蓄音機商会は日本コロムビア、鈴木商店は味の素であり、東芝、味の素の川崎工場は現在も同じ位置で操業している。

表1 臨海地域の職業別戸数(大正元年)

町村名	職別	農業	工業	商業	漁業	庶業	不詳
町田村		389	45	81	0	26	17
田島村		521	16	23	0	0	0
川崎町		112	206	635	0	47	510
大師河原村		670	43	128	30	101	3
御幸村		482	34	47	0	17	0

嶋村龍蔵「工業地帯形成期の町村動向について」『神奈川県史』(神奈川県県民部県史編集室 1983) 所収 p.392

この企業誘致に、最初に大きな役割を果たしたのは、川崎町長であった石井泰助である。彼は、大正5年7月3日刊行の『横浜貿易新報』の特集「川崎の過去と現在」(4)では、川崎方面の工業の盛大なることの理由として、6つの事項をあげている。すなわち、

- 1) 地価低廉にして工場敷地の買収に容易なる事
- 2) 当初多少の過剰労力あり、其後、地方労働者の吸収に便なる事
- 3) 京浜企業家を誘うに便利なる位地に在る事

- 4) 電気を始め石炭の供給に便にして、原動力に不足を感ぜざる事
- 5) 横浜港に近くして、原料の輸入に便なる事
- 6) 輸出港横浜に近くして、内地市場東京に移して製品を販売するに便なる事

石井泰助は、積極的に工場を誘致の環境を整備し、川崎発展の基礎を作った最大の功労者の一人であるが、『新報』の同じ号に川崎方面発展の三大策として①治水策の確立、②工場地区の設定、③水道敷設の急務の3つを挙げている。いずれも当時の川崎にとって緊急の課題であったが、とくに工場地区の設定に関して述べたことは、その後の川崎工業地帯の姿を良い意味でも、悪い意味でも決定するものであった。

「多くの工場が成る可く一定の地域に集中して建設せらるることは、工場其物の為にも甚だ有益で又附近一般の住家の為にも極めて有利である、工場の集中に依り原料及び製品運搬の為に荷揚所軌道又は道路等を共同に経営し、電力其他の原動力を共同に利用し、或は職工の取締又は娯楽設備等を共同に行う等、総て共同経営に依りて設備の完全と経費の節約とを計ること少なくない、又職工気風と農商民気風との衝突を避け、各自其業務に適切な習慣と規律を遵守し得る便宜があると云うに在る」

石井はその後、治水と水道敷設に、大きな役割を果たすことになる。彼は、大師・町田・大島地域に工場を誘致して「一大工場地区」を形成し、川崎町を含むこれらの1町3ヶ村がやがて町村合併して「市制」を施行し、「工業都市」たらんとする抱負を語っている。

当時の臨海工場地区予定地は、多摩川と鶴見川にはさまれた遠浅の干潟で、干潮時には1～2キロ先まで海底が現れたほどである。

ここを、大規模な埋め立てによって工場用地に変えたのは、浅野総一郎の力が大きい。彼は公害問題を起こした深川セメントの移転先に、この干潟を選び、1911年(M44)に鶴見埋立組合を組織し、田島村と町田村の地先150万坪の埋立て計画を願い出た。(5)

この計画は、生活の場を失う漁民だけではなく、果樹栽培や稲作に携わる農民達の反対にあい、当初は頓挫するが、結局、1913年に組合は鶴見埋築会社と改組され、埋立事業が開始される。以後の埋立の進行は、**図2**の通りである。

この埋立事業と平行して、1912年に、日本鋼管株式会社が設立される。日本鋼管は、埋立予定の田島村渡田の若尾新田に建設された。当初の規模は、「約3万坪の敷地に諸工場お

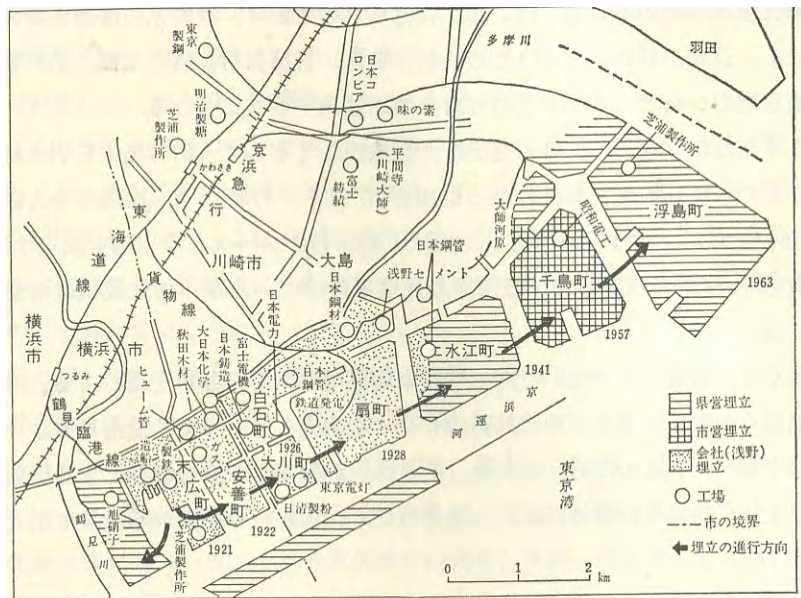


図2 京浜工業地帯の形成

石塚裕道「京浜工業地帯成立期の都市問題」『神奈川県史』(神奈川県県民部県史編集室 1983) 所収 p.419

よび付属施設および付属建物合計 15 棟(延 3150 坪)、男子労働者約 1000 人であった」という。(6)

日本鋼管は、工場建設にも困難をきわめ、技術的にも障碍を抱えていたが、1914 年の操業後わずか 3 ヶ月で勃発した第一次大戦に救われる。そして 4 年後の 1918 年には、創業時の 50 倍を越える販売実績を確保し、官営八幡製鉄と競うことのできる民間製鉄会社として成長していった。

鶴見埋築会社の埋立地には、図 2 に見られるとおり、浅野系の関連企業のセメント、造船、製鉄工場をはじめ、旭ガラス、日清製粉、富士電機、東京電灯（東京電力）など、さまざまな有力企業が進出することとなる。

こうした埋立地への工場の進出は、当然のこととして人口の集中を引き起こす。すでに、日本鋼管が波に乗った 1919 年 (T8) の時点で、田島村の人口は 1902 年 (M35) の 3384 人から 13226 人と約 4 倍という大きな増加を記録する。戸数も 554 戸から 2320 戸と、ほぼ同じ比率で伸びているが、居住環境は劣悪であった。(7)

とくに上水道を欠いていたために、水問題は深刻で、井戸を掘っても、その 9 割近くが飲用不適で、それ以外の井戸でも濾過してようやく飲用可能という状態であった。そのため、コレラ、チフス、赤痢などの水を媒介とする伝染病が発生し、1915 年の職業別コレラ患者数でも、田島村の職工の感染数は際立っている。(8)

川崎に上水道の通水が開始されたのが 1921 年、給水率がようやく全戸の 93%に達したのが 1924 年 (T13) である。

当初の日本鋼管の従業員は、約 1000 人で、技術者・管理者、熟練工、見習工、徒弟、雑役夫・人夫などに区分されていたが、技術者・管理者は少数で、大多数が熟練工、見習工、徒弟であった。これが、数年で倍増する。彼らの構成は、1918 年 (T7) の『横浜貿易新報』によれば、つぎのようなものである。(9)

「川崎の南端から海岸に距る約一里田島村若尾新田の地は又海運の利を得て、川崎と共に将来有望な工業地を形作っている、そこに日本鋼管株式会社あり、旭硝子株式会社があって、三千に余る職工は朝に夕に此の地を賑わし、大島、渡田、汐浜の村々には日毎に新しい家が建てられていく、鋼管会社の職夫は現在総て二千三百、多く二十代三十代の血気旺盛な若者であるが満十六歳から五十五歳迄の者で、身元証明書と履歴書を持参の上体格検査に合格すれば誰でも同社の職夫となることが出来る。現在四、五十名の女工が居るがこれは極く簡易な仕事をするので大部の職夫は諸国から集まった者が多く、特に埼玉、茨城、群馬付近の百姓労働者が多い、会社としてもこの朴直な百姓を仕込んだ方が実用的で、亦成績もよい処から歓迎している、」

『新報』は、彼らの住宅事情についても記している。

「これ等二千三百の職夫は何れに住居するか？附近百七十許りの社宅では僅に二百人許りを収容し得られるだけで、他は多く附近の大島、渡田、汐浜等に合宿同居している、これ等の内には家族を有つ者も大分あるが、独身者の若ものは亦朝に夕に田圃道に鼻唄を唄い乍ら、思い思いの時を尋ねて川崎方面の夜の町へ流れていく、」

同じ頃、やはり埋立地につくられた浅野セメントの場合は、500 人ほどの労働者を抱えていたが、やはり同年の『新報』によれば、

「現在五百余名の職工中には、創業当時、東京から転勤した者が約二割を占めている、

勿論此附近川崎近在の者もいるが、其他は所謂「渉り者」で全国到る処から集まっている、それも東北地方の栃木、茨城、埼玉附近と神奈川県下の者が多い、

「亦同社には寄宿舎の設備があつて、現在二百五十名程の独身者を収容している、間数は二十五になつて一間八畳乃至十五畳で、随つて人数も間の広さに依つて一定ではない、亦浴場は構内に設けてあつて一日の労役を終わつた時、何れも入浴して其日の污垢を流して帰ることも出来る、家族ある者に限つて社宅を貸与しているが、之は現在戸数百十個貸与職工百三、四十名許りであるが、何れ増築の計画であるという、」

田島村をふくめた川崎界限には、これらの工場労働者のほかに、工場建設や土木工事等のために、多数の労働者がいた。同じく同年の『新報』の「職工の外に夥しき土工人夫の群」という記事(10)によれば、建設中の富士製鋼、浅野製鉄などの作業所に通う「土工人夫の数は実に三千に近き多数を示している、(中略)同じ土工の内にも関東組と関西組に分かれている、(中略)土工は各親分がそれぞれの工事を幾何で請負つて働かせるので、工事附近に合宿させて一日の給料は五、六十銭位のものである。人夫は現在千人程居るがこれも人夫頭と云うものがあつて何れも其の配下に働くのだが、(中略)多くは東北地方の者だが冬季の閑を見て稼ぎに出るという者が多く、百姓をするより割に合うと思えば止まつて何時までも人夫を働いている者もある。この外、女人夫が約二百人程居るが、これは多く人夫土工の妻子の者である、これ等土工人夫と職工を合せると、総て一万七千に余る人員が朝に夕に此の川崎界限に呼吸していることになる、」

以上の話を総合すると、大正期までの川崎一帯は、多くの労働者を引き寄せたが、その男子労働者の出身は、近隣をあわせて北関東、東北の農民が大多数を占めていたことが分かる。しかし、富士瓦斯紡績の場合のように多くの女子従業員を抱えた工場もあった。その数は1工場で実に2000人という規模であり、その約3割近くが沖縄出身であつたと推測される。それについて多かつたのが、秋田、新潟、青森、宮城のような東北地方の出身である。(11)

沖縄県出身の労働者は、1923年(T12)の関東大震災時に多くの犠牲者を出したが、震災の復興事業を契機にさらに増加した。1924年(T13)に沖縄県警察部保安課の作成した「府県外ニ出稼ギ中ノ労働者ニ関スル調査」によれば、第一位が大阪府の男女合計8533人、第二位が神奈川県の2845人であつた。川崎市独自の統計はないが、その趨勢は推測される。(12)

2. 在日朝鮮人人口の推移

2-1 1939年までの推移

在日朝鮮人労働者が、川崎市にいつごろから定着し始めたかを正確に述べることは、大変難しい。わずかに残された1920年(T9)の国勢調査では、植民地人として川崎町16人、田島村40人、御幸村2人、高津村2人の記載があるにすぎない。(13)当時の田島村の人口は、田島村出身者4066人、田島村以外の生まれの者8495人で、外部からの労働人口の流入を示しているが、朝鮮からの人口移入はまだわずかであつた。

しかし、1923年(T12)の関東大震災時の読売新聞の記録では、田島町370人、大師町42人、川崎町25人の合計437人、同時期の神奈川方面警備隊司令部の調査では、川崎町100人、大師町58人、田島町109人、高津村4人、稲田村1人、柿生村18人と報告されているので、震災当時には、かなりの朝鮮人労働者が田島町一帯で生活していたことが窺える。

(14)

『神奈川県史』に収められた梶村秀樹の「在日朝鮮人の生活史」によれば、県内在住の朝鮮人人口は、1913 年末(82 人)、1914 年末(85 人)、1915 年末(67 人)、1916 年末(112 人)、1917 年末(216 人)、1918 年末(350 人)、1919 年末(232 人)、1920 年末(262 人)、1921 年末(499 人)、1923 年末(1860 人)である。梶村は、この数字には相当の脱漏があるものと考え、1920 年の国勢調査に記録された 782 人という数字から推測して、実勢はおそらくこの 3 倍ほどであったろうと推測している。

梶村はさらに、国勢調査の職業分類（運輸業 170 人、土木建設業 160 人、金属工業 67 人、商業・サービス業 55 人、無職 55 人、繊維工業 52 人、機械器具製造 32 人など）から推して、「朝鮮人労働者は、専ら単純重労働の担い手としてしか扱われなかった」と考える

(15)。土木建設は土工、運輸業は仲士、工場労働は運搬と雑役にすぎなかったからである。同じく朝鮮人労働者の多かった阪神地方にくらべて、工場労働者の割合が少ないことも、当時の京浜地方の特色とされた。

在日朝鮮人の人口も、震災の復興事業を契機に増大する。表 2 は田村紀之が、内務省警保局の戸口調査に基づいてまとめた、1945 年までの神奈川県朝鮮人人口の推移である。1921 年、23 年、24 年と人口は倍増しているが、数の上では 23 年の 1860 人から 24 年の 4028 人への変化が著しい。24 年以降も、人口は数百から時には 1000 を越える規模で伸び続けるが、復興なった京浜工業地帯の経済発展を考えれば、特別に目を引くものではない。それよりも特徴的なのは、男女の人口比率である。1935 年に至ってようやく女性人口が男性人口の半数に達するが、初期には男性人口が圧倒的である。これは、当時の労働市場が求めたものが、土木作業員や工場の未熟練工などの単純労働で、若者や壮年の働き盛りの男性労働力であったことによる。

川崎在住の朝鮮人は、1923 年 (T12) の朝鮮総督府調査によれば 569 人、1935 年 (S10) の神奈川県特高文書によれば 1947 人、1939 年の知事引継演述書によれば 5343 人、1945 年 11 月の人口調査によれば 8157 人であるから（神奈川と朝鮮 123）、同時期の神奈川全体の朝鮮人人口 1860 人、14410 人、20935 人、44947 人と較べて、それぞれ 30,5%、11,4%、25,5%、18,1%とバラつきがあり、必ずしも一定しないとしても、県のデータと同様の増加傾向は認められる。また 1935 年の特高文書のデータには、のちにその一部が後に川崎市に編入される橘樹郡の 553 人が別立てになっているので、これを仮に合せて 2500 人としてみると 17,3%となり、全体とし

表 2 神奈川の朝鮮人人口の推移

年月日	総人口	男	女
1910	50		
1911	56		
1912	71		
1913	82		
1914	85		
1915	64		
1916	112		
1917	213		
1918	350		
1919	360	302	58
1920	514	452	62
1921	532	491	41
1922	902	840	62
1923	1,860	1,751	109
1924	4,028	3,692	336
1925	5,561	5,058	503
1926	6,158	5,316	842
1927	7,253	6,198	1,059
1928	10,207	8,524	1,683
1929	9,042	7,276	1,766
1930	9,794	7,547	2,247
1931	9,483	7,066	2,417
1932	10,525	7,489	3,036
1933	12,976	8,895	4,081
1934	13,075	8,933	4,142
1935	14,410	9,207	5,203
1936	14,597	9,267	5,330
1937	15,077	9,396	5,681
1938	16,663	10,111	6,552
1939	20,935	12,429	8,506
1940	24,842	15,592	9,250
1941	37,877	26,133	11,744
1942	43,392	30,215	13,177
1943	54,793	40,498	14,297
1944	62,197	46,649	15,548
1945. 8. 15	58,818	43,939	14,879
1945. 11. 1	44,947	33,520	11,427

神奈川と朝鮮の関係史調査委員会編「神奈川と朝鮮」(神奈川県渉外部 1994年)所収 p.122

て 20%から 25%前後を推移しているのがわかる。

当時の橋樹郡は高津町、稲田町、向丘村、宮前村、生田村のほかにも多数の村をふくむ広大な地域で、そのうち特に高津町一帯には多摩川の砂利取りと運搬作業のために多くの朝鮮人が移り住んでいた。

川崎市域の工業化に伴う砂利の乱掘は、治水上の問題を引き起こし、1933年には採掘が禁じられた。当時の採取労働者は 828 人、その家族 1918 人、その 8 割強が朝鮮人であったと言われる。砂利採掘禁止のために多くの労働者が職を失い、県内外のさまざまな地域に移住していったが、1935年にはなお多くの朝鮮人が居住していたのである。(16)

2-2 1939 年以降 1945 年までの推移

日中戦争の混迷が深まるなかで、1938 年 4 月には国家総動員法が、翌年 7 月には国民徴用令が公布され、企画院・厚生省の立案した国民動員計画にしたがって、1939 年 9 月以降、朝鮮人労働者が動員されるにいたった。この動員は、3 段階にわたって行われた。

政府公式統計を駆使した森田芳夫によれば、「国民動員計画にもとづいて朝鮮人労働者が、日本内地に受け入れられたのは、1939 年からで、最初は朝鮮内の指定された地域で、企業主が渡航希望の労働者を募集し、1942 年 2 月からは、その募集を総督府側のあっせんによって行い、1944 年 9 月から国民徴用令にもとづいて行った。しかし 1945 年 3 月末には、下関・釜山間の連絡船がほとんどとだえ、その募集渡航が行なわれなくなった。1939 年 9 月以降日本内地に受け入れられた労働者は 63 万余人だったが、そのうち契約期間をすぎて帰還したものがおり、また職場を離れて他へ移動したのもおり、終戦ときに、その事業現場にいたものは 32 万 2 千余人であった。このほかに、軍人・軍属として日本内地にいたものが終戦時に約 11 万人いた。なお、右の期間中も、従来どおり数多くの一般朝鮮人が来住した。」という。(17)

この森田の見解は、1960 年 12 月の『外務省調査月報』第 1 巻第 9 号に掲載された「数字から見た在日朝鮮人」に述べられたものであり、日韓会談当時の日本政府の見解をほぼ代弁しているといつてよいだろう。たしかに森田の指摘するとおり、戦時下の朝鮮人労働者の「受け入れ」は、1939 年 7 月からの「募集」、1942 年 2 月からの「官斡旋」、1944 年 9 月からの「徴用」という性格のちがった方法によって行われた。また、彼が、幾つかの論文で述べている通り、国家総動員法発令以前の日本政府の立場は、「就職や生活の見通しのたたないものの渡航阻止」であり、「その方策は、内務省と朝鮮総督府の協議によって決定された」といつてもよい。(18)1937 年 9 月に深刻な労働者不足に陥った石炭鉱業連合会が商工務大臣宛に「炭鉱稼働者補充増員ニ関スル陳情書」を提出し、「炭鉱の軍需工場並みの扱い、朝鮮人の移入、保護鉱夫（女子と年少鉱夫）入坑の一般的許可と深夜業禁止の緩和」などを要望した際にも、内務省と総督府の反対があつて、この陳情はすぐには実現してはいないのである。(19)

しかし 1939 年 7 月 4 日に「昭和十四年度労働動員実施計画」が閣議決定された時には、すでに朝鮮人労働動員は「男子 85000 人」と予定数が決められていたことも事実である。「募集」はすでに国家の計画のうちであり、当初から「強制」を含んでいたのである。

こうした趨勢は、数字の上でも明確に裏づけられる。ふたたび

田村紀之の作成した表*によれば、1938 年の神奈川県は朝鮮人人口が 16663 人であるのに対して、1944 年には 62197 人と約 4 倍に増えている。男女の内訳は、男子が 10111 人か

ら 43939 人へと 30000 人以上の増加を示しているのに、女子は 6552 人から 14879 人とわずか 8000 人程度である。森田は、1968 年 7 月『朝鮮学報』第 48 輯に掲載された「戦前における在日朝鮮人の人口統計」のなかで「その間（国家総動員法下の 1939 年 7 月以降も）、労働者の家族呼び出しもあり、一般人の往来も従来どおり規制の下でつづいた」というが、家族と共に暮らすことのできた労働者はきわめて少ない例外であったはずである。(20)

1939 年 12 月末から 1944 年末までの『特高月報』をもとにまとめた神奈川と朝鮮の関係史調査委員会の報告によれば、「募集」と「官斡旋」を総計した 1943 年 12 月末までの合計は 7557 人。うち「募集」の合計が 2061 人、「官斡旋」は 5496 人である。募集は官斡旋のはじまった 1942 年 2 月以降も「官斡旋」と平行して行われており、動員された労働者から帰国者を差し引いた現在員数は、1943 年 12 月末で 4413 人、1944 年末で 3163 人であり、公的な記録に裏づけられる動員労働者の数は意外と少ない。また、同じ『特高月報』の 1943 年 9 月の独身、既婚の内訳をみると神奈川県は合計 1955 人のうち 1938 人と 99%以上が独身で、全国の合計 146473 人のうち 82100 人(56.1%)をはるかにしのいでいる。(21)これは神奈川県に石炭山や鉱山がなく、土木工事や工場労働が主力であったことと関係があるかもしれない。神奈川県の事業主は、比較的有利な条件で、朝鮮人労働者を確保できたのかもしれない。

こうした傾向は、川崎市の場合は、いっそう鮮明である。中央協和会の資料をもとに神奈川と朝鮮の関係史調査委員会が整理した「神奈川県警察署管内別被強制連行朝鮮人人数」によれば、1942 年 3 月末に川崎臨港警察署(200 人)、川和警察署(27 人)、1942 年 6 月末に川崎臨港警察署(964 人)、川和警察署(22 人)、1942 年 12 月末に川崎臨港警察署(1656 人)であり、川崎臨港警察署管内は日本鋼管川崎工場と扇町工場、川和警察署管内は陸軍建築部である。(22)

同じ神奈川と朝鮮の関係史調査委員会が複数の資料をもとに整理した「神奈川県朝鮮人強制連行事業所一覧」では、日本鋼管川崎工場・扇町工場のほかに、昭和電工川崎営業所(扇町)が 1944 年までに 50 人、年次不明が 130 人。日本油化工業(扇町)が 1944 年までに 100 から 250 人、年次不明が 21 人。三菱重工川崎機器工場(鹿島田)が年次不明の約 300 人。日本ヒューム管(下作延)が年次不明の 40 名。横須賀海軍工廠埋立地造成作業所(千鳥町)が、250 から 360 人。いすゞ自動車(川崎と横浜を合せて、年次不明)で 183 人。日本製鉄富士製鋼所(大師河原)の 1942 年の計画数が 200 人、年次不明が 26 人。大阪鉄工所神奈川工場(水江町)が 1944 年までに約 1000 人。味の素が 1945 年に延 49 人。東京機器が、1945 年までに 72 人。東洋鋼材が 1943 年に 837 人。昭和アルミニウムが、1941 年に 100 人である。以上のほかに「人数不明」「相当数」「多数」などの記載がある。(23)年度ごとにみると、もっとも数値のはっきりしている 1943 年で合計 3566 人であるが、性格の違う資料を積算してみても、推定値以外は得られないのが実情である。しかし、日本鋼管、昭和電工、日本油化、日本製鉄富士製鋼、大阪鉄工所などの大工場の集中する臨海部に、多くの朝鮮人労働者が集められたことは間違いない。

3. 企業の論理と皇民化政策（日本鋼管と協和会）

3-1 日本鋼管の場合

1952(S27)年刊行の『日本鋼管株式会社 40 年史』が、その冒頭で認めているように、日

本の鉄鋼業の歴史には、2つの特徴がある。

第1は、「それが国家の手によって民間資本ではなく国家資本によって直接に創設され、維持されたということである。」

第2は、「鉄鋼業が軍需産業であるという面である。」(24)

第1の点について、日本鋼管は創業以来、つねに民間資本の立場を貫き、1933年の日本製鉄株式会社法成立にともなう八幡、輪西、釜石、富士製鋼、九州製鋼、兼二浦、東洋製鉄の一所六社を集めた製鉄合同にも参加せず、民間の立場を守ったという誇りがある。

しかし、第2の「軍需産業」という面に関しては、日本鋼管は太平洋戦争終結まで、その恩恵を浴し、発展を続けてきた。

特に1936年(S11)の二・二六事件を契機として、日本の財政経済政策は大転換し、莫大な軍事予算が計上され、翌1937年7月に盧溝橋事件をきっかけにして日中戦争に突入すると、財政インフレーションは加速し、1911年から1941年の間に、一般会計は4倍弱、臨時軍事費を含む特別会計は5.5倍に膨張する。日本鋼管は、この軍需景気によって大好況をむかえ、「戦時下の統制下種々の制約をうけながらも、いっそうの増産を推進し、生産の増加、営業成績の向上、さらに設備の拡充等」大いに発展をとげていく。(25)

1941年12月8日、太平洋戦争に突入すると、日本鋼管は「鉄鋼需要の一段の増大と船舶、艦艇、修理工場の輻輳にともない、生産増強という最大緊急の目的達成のためその総力を集中」する。しかし、「原料、資材、労力、運輸等の生産諸条件はいよいよ複雑、悪化して生産計画の達成は容易ではなかった。」(26)

とくに労働力の不足は深刻で、『40年史』にはこう記されている。(27)

「太平洋戦争が勃発するや、生産拡大に要する労働人員数の増加はきわめて複雑な様相を帯びてきた。すなわち経験に富んだ中堅層が月々軍動員に徴集される一方、この補充は容易でなく、しかも戦争の拡大につれて労務関係の諸統制はますます強化されていったので、すべてがその統制の枠内でおこなわなければならなかった。したがって労働人員の確保こそ戦時下の最大の問題の一つであった。」

「当時軍動員と産業動員という問題が大きな課題とされ、その結果人員の不足あるいは補充難に基因する生産の阻害を防止するため徴用制度が実施されることとなって、表面的には一応人員の補充が充足されることとなった。しかし事実上は、徴用による人員は製鉄業、造船業のような重筋高熱作業に適するものでなく、徴用された本人の苦労はもとより、これらの徴用工の配置が問題となった。」

「加えて動員された人員構成も、一般徴用工、学徒動員、挺身隊、その他の作業員があり、これらが一般従業員に混然と伍していたので、労働管理上ならびに諸制度の適用上種々の問題が生じ、生産作業達成上も種々の問題が生じた。」

日本鋼管が、1942年2月13日に厚生省、内務省より警視總監、地方長官に宛てて通達された「移入労働者訓練及取扱要領」にもとづき、鋼管内の朝鮮人を対象とした「日本鋼管訓練隊訓練要綱」が作成し、半島からの朝鮮人労働者の「徴用」に踏み切り、その「訓練」を開始したのは、こうした状況の下であった。

『労務時報』1942年9月24日発行186号の「半島人青少年工資質練成の日本鋼管訓練隊に就いて」によれば(28)

「訓練」の目的は「日常生活に於ける規律確立の基礎的訓練を施し皇民教育の徹底化を図

り国民的自覚を促し至誠盡忠の精神培養を根本として心身一体の実践鍛錬を行い資質を向上し必勝の信念を堅持して職分奉公に邁進せしめて内鮮一体の実を挙げ国防能力増進に資するあり」という、まさに軍需産業にふさわしい皇軍兵士の訓練に順ずるものであったことがわかる。

訓練は4週間で、「就労予備訓練」「生活訓練」「作業訓練」「皇民訓練」の4つに分かれてはいるが、「就労予備訓練」が中心で、それが前期2週間・後期2週間に分かれている。

「就労予備訓練」の内容は、前期は朝8時から9時30分のあいだに40分2展開の授業があり、国語、国史、修身・公民、音楽、衛生、常識講座などがあり、9時40分から午後4時までは各個基本訓練と体育が行われる。後期になると午前中に9時40分から11時30分までの授業が加わり、工業要項、産業精神、福利施設、安全、健康保険、機械知識、防諜関係などという現場で働く準備と思われる「専門科目」が教えられる。

この間の「作業訓練」といっても、始業前の国旗掲揚、宮城遥拝、黙祷、皇国臣民の誓詞、家郷に対する挨拶、体操、終業後の行事の、国旗降下、黙想反省、愛国行進曲合唱のみで、実際の作業訓練はない。「生活訓練」も「皇民訓練」も、いずれも皇民化教育一色である。

同じく『労務時報』1942年5月14日発行167号の「日本鋼管の訓練状況を観る」によれば、「日本鋼管協和訓練隊」と呼ばれるこれらの青少年工は、「半島出動の際に一単位として〇〇〇名を二ヶ中隊に分かれてこの各隊長に最も指揮者として信頼し得る人物を宛て此の中隊を更に四ヶ小隊に分かれてこれを班長をして統率せしめるのである。」という。

「而してこの一ヶ小隊を更に四ヶ分隊に分かり組長を任命させて上下一貫軍隊組織の精神を取り入れて一糸乱れざる部隊組織を以って半島を出発しそのままこの組織系統を職場以外の訓練及び指導に利用することになっている。これ等の班長、組長、隊長は総て半島人労務者の中、最も人望あり信頼し得る人物をもって宛てたことは申す迄もない。今回移入を見た日本鋼管協和訓練隊の訓練生は、(中略)地元で相当に厳選されて来ているので、その素質の点に於いて相当期待すべきものがある、というわけである」とされている(29)。

この記述をみるかぎり、1942年時点での「訓練隊」への対応は、かなり用意周到なものであったことが伺える。

そのような鋼管の対応は、同時期の『京浜工業』1942年5月30日号掲載された「寄宿舎労務管理・講演座談会」に記録された日本鋼管寄宿舎の中込舎監の証言によって、さらに具体的に裏づけられるように思う。(30)

中込舎監は当時、「国家労務動員計画に基き朝鮮から内地に出動訓練生という名前を付けられ」て移入された「一千人の半島人に対する訓練指導」にあたり、「朝の五時から夜の九時まで訓練生と起居を共にし、寮にも立ち至って訓練して」いた。

彼は、寄宿舎と訓練についてこう述べている。

「寄宿舎に於きましては、現在川崎に五百名、扇町に五百名、合せて一千名おります。これを日本鋼管訓練隊と言いまして、一本建の訓練をしております。来月末には訓練を終わりますので、五百名は川崎、五百名は扇町へ配属されるのであります。」

「訓練」は始まったばかりで、「三月二十九日に第一回輸入致しましたものが百名、三十日に百名、来月二、三、四、五の間に八百名入って参りまして、一千名が割当てられます」というから1000名の受け入れというのは、この時点ではまだ予定であったらしい。

現在受け入れ中の200名に限っていえば、「戸籍は二十歳であっても、実際は二十四、五歳のもが沢山あります。二百名の中で妻帯者が十名でございます。尋常小学校卒業程度のものが百四十名、中学一年中途退学のもが十五名、四年程度のもが二十名、高等一年程度以上のものが、二十一名あります。工業学校卒業程度のも二名」であるという。当時の教育水準からすれば、かなりの高学歴の者が含まれていたことが分かる。

1943年12月には、朝鮮の元山に製鉄所を建設することになる日本鋼管は、「官斡旋」による労働動員の初期においては、おそらく日本語能力があり、場合によっては指導的な立場にも立てるような朝鮮人労働者を選別することが出来たのかもしれない。

「訓練」の指導に関しては、「指導にあたる指導員は三十人に一人という具合で現場から推薦されました。優秀なる工員をもって指導員にしております。(中略)最初は自分が半島人の身になりきって訓練しなければなりません。時には殴打の事件も起こります。一人を殴打すれば他のものも付和雷同する傾向があります。彼等は直ちに結びつきます。そして彼等は何時迄も執念深い。却々自分が受けた懲罰を忘れません。私は絶対に殴打することはいけない。そういう場合には訓戒を与えるべきもので、自分自身の部屋に招いて訓戒を与えるという事を言っております。言葉等分からないために殴打したというのがありますが、これは特に戒めております」と述べている。

中込舎監の「訓練」の基本姿勢は、まさに内鮮一体の同化教育そのものであったことが分かる。彼は、話をしめくくるにあたって、「労務に於きましては一般工員に半島労務者の取扱いを徹底させ、差別観念の払拭をとということを一般工員に知らせるような方法をとっております。そして一番肝要な事は矢張り半島出身者の差別的観念、或は中には自治的傾向をもっている分子も若干ございます。それにつきましては幸い朝鮮民族史の研究を若干しておりましたので、日本国民と朝鮮半島の民族性を結びつけて確りと歴史的な意義を与え、日韓併合等の問題について出来るだけ穏健な方法で彼等の説得に力めております。現在では彼等は大体落附いて只一日も早く現場につき立派な産業戦士になりたい。従業したいという希望をもっております」と自信のほどを示している。

中込舎監によれば、「彼等は二ヶ年間の契約期間内に立派な技術者となって半島に帰り、そうして指導者になるという事を希望しております」というのだから、日本鋼管の場合には動員労働者との間に、形式的にせよ2年間の雇用契約があり、そのうち1ヶ月が以上のような研修であったことになる。

神奈川と朝鮮の関係史調査委員会が整理した「神奈川県警察署管内別被強制連行朝鮮人人数」および「日本鋼管稼動朝鮮人『訓練工』数」によれば、このような形で日本鋼管川崎工場および扇町工場に動員された朝鮮人労働者の数は、1942年3月(200人)、6月(964人)、12月(1656人)、1943年12月(2001人)であり、それ以降は不明である。(31)

3-2 協和会の皇民化政策

日中戦争にはじまる戦時下の内鮮一体と皇民化の文化政策を具体的に推進したのは、協和会である。日本の内務省、警察当局は、すでに1920年代のはじめから在日朝鮮人の失業問題や差別問題への対策として大阪、兵庫などに「内鮮協会」を作って、融和対策を講じていたが、1926年2月には、県庁社会課内に事務所をおいて、神奈川県内鮮協会を立ち上げた。

内鮮協会は、当初、さかんに啓蒙活動や職業紹介を行い、1927年3月には定員40人の労

働者簡易宿泊施設として内鮮協会根岸会館を横浜の根岸に設けたが、あまり大きな役割を果たすことができなかった。しかし国内の労働力不足が深刻になり朝鮮人労働者の必要性が増してくると、政府は1936年から、官製機関として協和会を全国に組織しはじめる。梶村秀樹によれば、「神奈川県の場合、当面既存の神奈川県内鮮協会に補助を与えてその代行機関とした。これによりそれまで不活発であった内鮮協会がにわかに活動し始め、37年から40年までの間に県下全体をカバーする支部・分会網が上から創出された。(中略)そして中央協和会の設立にともない、39年7月にこの内鮮協会がそのまま財団法人神奈川県協和会と改称されたのであった」(32)

協和会の支会事務所は、ほとんど警察署内におかれ、支会長は警察署長が占めた。川崎には、高津、臨港、中央の3つの支会が置かれた。支会の下には指導区、地域の分会、職場の分会がおかれ、川崎のように「居住者ノ特ニ密集スル大都市等ニ於テ約二十補導班ヲ以テ一区」とする補導班が組織され、補導班は「十乃至二十世帯ヲ以テ組織シ指導単位トス」とし、補導員は協和会会員中より選任されて、相互の監視にあたらせられた。地域の分会長は警察官、村長、学校長、隣組長であり、職場の分会長は事務所長または労務課長であった。(33)

当時、厚生省協和官として協和事業の推進責任者の一人であった武田行雄は、1940年に発表された「協和事業とは何んなものか」のなかで、協和事業の目的を3つと方法を2つ挙げている。(34)

まず目的の第一は、「『一視同仁』の聖旨を奉体して、之を事業の出発点とし、指導精神とし、又帰着点とするもの」とされる。一視同仁とは、武田によれば「内地同胞も外地同胞も、等しく帝国憲法治下の国民として、陛下の赤子として何らの区別なく、各々其の処を得しめ安居楽業せしむる状態」を意味する。つまり、一視同仁のもたらす「平等」とは、内鮮一体と皇民化を受け入れた上での平等である。

目的の第二は、「内地に在住する外地同胞を速やかに内地の生活に融け込ませしむるもの」である。武田は、外地同胞が言語・風俗・習慣を内地人と異にすることを認め、そのために朝鮮同胞がその生活上極めて不便不利であることを認めているが、その解決策は「郷に入れば郷に従え」という「同化」の勧めである。彼は、そのために「入郷順俗」という朝鮮の諺も引用している。

目的の第三は、「国民偕和の実を収ること」であるという。武田によれば、協和事業はただ単に「外地の人達の内地融合を図るために(中略)指導強化に傾注する」だけではなく、「内地における七千万同胞総ての和合一体化に資するという点」にあり、さらには「是を拡大して、一億同胞の一体化に貢献せんとする所に、其の大使命が潜んで居る」というのである。武田は、一方で日本国民が「徳川幕府の鎖国政策の実施以来は、殆ど他の民族と接触する機会が無かった為に、今日の内地同胞は外地同胞に対する心構えの点に於いて、必ずしも遺憾なしとは言えない現状」であることを認め、「外地同胞に対して諸種の方策を以て善導を図ると同様に、内地同胞に対しても充分の方策を講じて、外地同胞に対する心構えを指導し其の育成を図ることが必要であります」と説いているが、結局それも「一億国民が心をつ一つにして、天皇陛下の御許に一致協力してこそ、東亜共同体の枢軸たる資格を具えることが出来るから」である。

さて以上の目的を実現するための方法であるが、その第一は、「外地の人々を、内地生

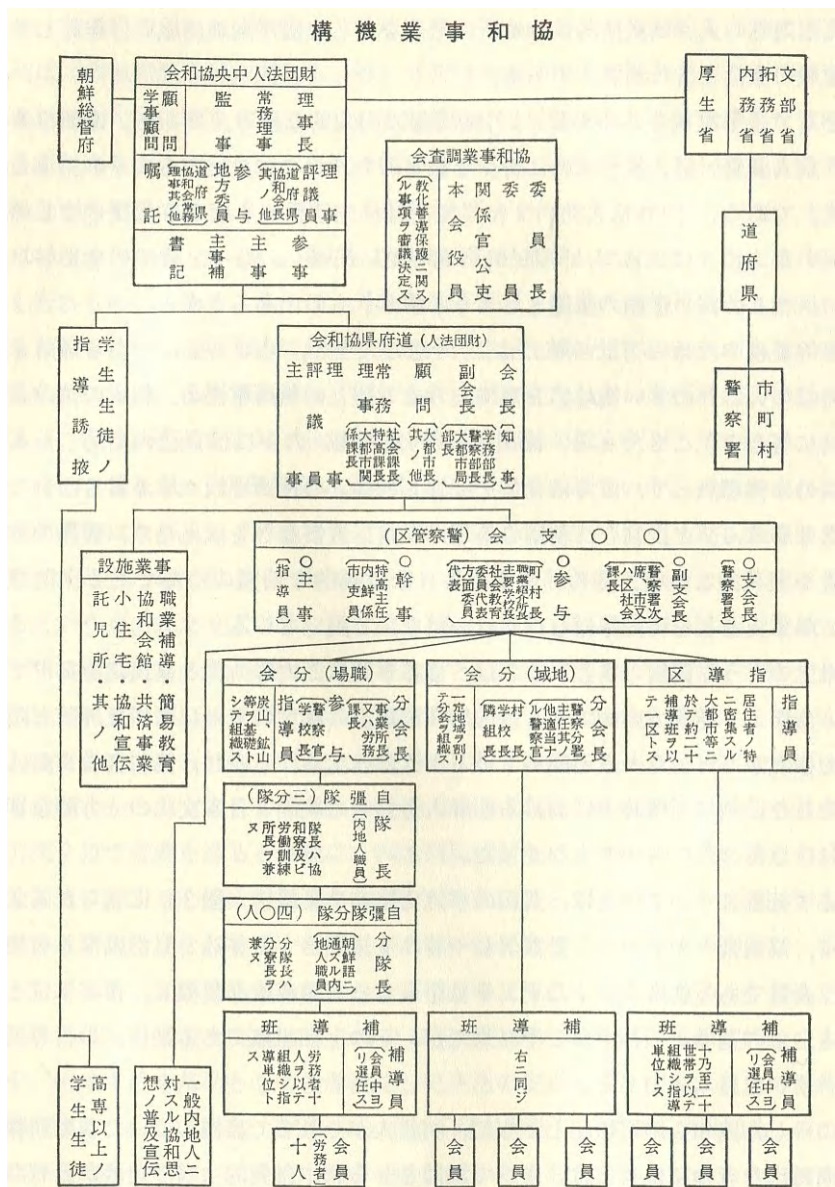
活を基準として指導教化して生活の安定向上を図り、尽忠の精神を啓培する」ことである。武田によれば、「現在内地に在住する朝鮮同胞」の中には社会的地位も高く「内地水準を遥かに抜いた人も相当有る」が、その比率は甚だ僅少であって、「昭和十四年現在在住者九十数万人中二千人余にとどまり、他は主として筋肉労働に従事する者で教養の低い国語も解しない者」が多い。「而も是等の人々は集団的に一ヶ所に聚落をなして居て内地同胞とは隔離した朝鮮風の生活を営む現状」である。

そこで最も重視されるのは、「外地同胞の内地的な躰け」である。協和事業は「成人教育・婦人教育・特に青少年教育即ち次代の成員となる人々の指導と教育」である。「内外地人間の文化程度や経済生活程度を出来る丈接近せしめるという方法」によって、「国民的自覚を更に昂揚し、益々忠報国の念を啓培して、相互の間の信頼の基礎としようとする」ものであるとする。

目的実現のための方法の第二は、「内地の人々の、外地同胞に対する理解を啓発していわれの無い優越感を棄て去らせて相互の信頼を深め、相愛の情誼の促進に努むる」ことである。武田は、「内地の人々の中には自己の見聞したる一二の事例を以って、直ちに全体を批判し朝鮮人の性情を云々する者もないではありません」と批判し、朝鮮の地理・風俗・習慣などを伝えたり、労働の勤勉性や楽天的な性格、その「燃ゆるような愛国的な情熱の一端である国防献金」の事実などを周知させなければいけないと説いている。

以上のような武田の主張によれば、協和事業は、内鮮一体と皇民化を掲げてはいるが、一応双方向的であり、内外「国民」の融和のためには相互理解と差別の撤廃が不可欠であると説いているように見える。しかし、協和会の実際に果たした役割は、戦時下における朝鮮人労働者の統制と日本文化の一方的な押し付け以外のなにもでなかった。

まず統制についていえば、武田の挙げた協和事業機構(図3)に見られる



『武田行雄「協和事業とは何んなものか」『近代民衆の記録10 在日朝鮮人』(小沢有作編 新人物往来社 1978年) 所収 p.345

図3 協和事業機構

ように、協和会そのものが、警察署長や特高を頂点とする整然とした縦割り組織で、会員である朝鮮人は十乃至二十世帯をもって補導班を組織し、指導単位とする。この補導班の補導員こそ互選だが、その上部組織である指導区の指導員は、すべて日本人である。

こうした協和会の組織化とともに、朝鮮人がそれまで組織していた親睦団体や同郷出身者の団体などは、すべて解散させられ、自発的に横の連絡がとれなくなった。

梶村秀樹の「在日朝鮮人の生活史」によれば、「朝鮮人は必ず協和会の居住地支部（分会）に加入し、事務所に出席して協和会手帳の交付を受け所持することを強制された。」

（梶村 679）この手帳は、いわば身分証明書のような役割を果たし、これがないと旅行も就業もできず、米の配給も受け取れなかった。

日本文化の一方的な押し付けと皇民化教育についても、枚挙にいとまがない。「日本語習得を主眼とする特設夜学が設けられ（川崎、横浜）、出席を強制される講演会が頻繁に開かれ、『指導細目』は、神棚の設置、日本名の強要から、ニンニク常食の禁止、白服着用禁止和服用普及、朝鮮式食器の禁止、朝鮮靴の使用禁止、茶の湯活花の奨励にいたるまで微に入り細を穿ったものであった。」(35)

ここで、中央協和会が 1940 年に編纂した『協和国語読本』を見て見よう。(36)まず巻頭に「君ガ代」と「教育ニ関スル勅語」があり、つづいて「コトバ」という語彙の練習にはじまって、次第に漢字の入った例文が紹介されていく。

十五の「国旗」で祝日と国旗掲揚の義務を語ったあとの十七の婦人会では、「コノアヒダ、学校デ婦人会ガアリマシタ。校長先生ト協和会の支会長サンカラ、オ話ガアリマシタ。私ドモハ、イロイロ話アッテ、ツギノヤウナコトヲキメマシタ。一、氏神様ニオマキリスルコト。二、女モナルベク和服ヲキルコト。三、ダイドコロトベンジョヲセイケツニスルコト。四、モノヲタイセツニスルコト。五、愛国貯金ヲスルコト。六、国語ヲヨクオボエルコト。」を学ぶ。

十八の「興亜奉公日」で宮城遥拝と黙祷をした後で「皇国臣民ノ誓詞」を唱え、十九の「生活カルタ」で「あいうえお」と「いろは歌」を学んで、二十の「天皇陛下」で「海行かば」を習う。

二十一と二十二でから手紙を学ぶ。そこには「竹山文昌」と名前をかえた、創氏改名の話が紹介されている。

次の二十三「まごころ」は、こんな内容である。

これは、ちかごろ、福岡県のある炭礦にあった話です。

炭礦労務主任：「崔くん、あなたは、姉さんとお父さんが、引きつづきなくなられたさうですね。」

崔：「はい。」

労務主任：「それはお気の毒です。すぐに郷里に帰っておいでなさい」

崔：「ご親切はありがたうぞんじますが、私達が、内地に来て炭礦で働く気持は、兵隊さんが戦場に臨むのと同じです。姉も父も、いま、私が帰らないで、お国の為に一塊りでも多く石炭を掘出すことを、喜んでくれるに違ひないと思います。」

労務主任：「お気持には全く感心の外ありません。それでは、踏み止まってお国の為に尽くして下さい。」

崔：「はい、いっしょうけんめいに働きます。」

二十四は「愛馬進軍歌」、二十五は「神社参拝」。最後の二十六「日の本」は、「愛国行進曲」の「皇国つねに栄えあれ」という響きで締めくくられる。

ここには、協和会の本質が、じつに分かりやすいかたちで示されているように思われる。女達は、和服を着て、清潔をこころがけ、愛国貯金をする。男達は肉親の死をも乗り越えて、肉体労働に精を出し、ともに国旗を掲げ、神社を参拝し、宮城を遥拝して、「皇国臣民ノ誓詞」を唱えて、軍歌を歌う。これが、協和会のめざす朝鮮人の理想像であり、戦時下の文化政策であった。

武田行雄たちの推進した一視同仁の平等で双方向的な「協和事業とは何んなものか」が、具体的によく示されている。

4. おわりに ——「八紘一宇」から靖国へ——

今日、『協和国語読本』を開く者は、そのあからさまな文化政策の「おぞましき」に目を覆いたくなるに違いない。この「おぞましき」はどこから来るのだろうか。

管見によれば、この「おぞましき」の根源は、天皇が「日本文化のすべて」であると考えたところにあると思う。

武田行雄は、「八紘一宇」を神武天皇が、都を大和橿原に奠めるにあたって下した詔「八紘（あめのした）ヲ掩ヒテ宇（いえ）ト為ム」に基づくものとし、これは「皇祖の神勅に基づいて我が肇国の大精神を具体的に示し給うたものであります。この詔の大御心は天下を挙げて一家のように大和し、相倚り相扶けて発展せしめようとの意であると拝察せらるるのであります」という。さらに「此の肇国以来の国史を一貫する八紘一宇の大精神は、又明治天皇の御代、新たに外地に多くの民を迎えるに当たっては、其の綏撫に軫念あらせられ、『一視同仁』の聖旨として顕現さるる事となったのであります。」とした。(37)

「八紘一宇」は、建国の神話に起源するが、明治以降、もう一度新しい内容を注入され、日本本国（内地）、および植民地台湾・朝鮮（外地）の人々を「すべて」、天皇を頂点とした家族に「赤子」として組み込む装置の要となり、それ以降、天皇をはじめ誰一人、この親子関係を拒むことはできないというのである。

このように、個人の意に反して、いわれのない「親子関係」を押し付けられることは、「おぞましい」の一語に尽きる。はるか高みにあって、自分のことなど具体的には何一つ知らない他人（＝天皇）から、勝手に「一視同仁」されて、その代わりに強制的に自分の「すべて」を捧げざるを得ない。これは理不尽のきわみである。

本稿は、いうまでもなく、日本という国が形を整え、大王たちのなかから天皇が登場し、この国の政治と文化を束ねるようになって以来、天皇が果たしてきた文化的な役割を否定するものではない。

たとえば勅撰の和歌や漢詩の大成は、天皇なしには考えられない。勅撰は、武家が台頭し、天皇の政治的な力が衰退しても、なお豊かな実を結び続けた。日本文化の歴史を紐解けば、こうした例は枚挙にいとまがない。その意味で、天皇および天皇制が、日本の文化と文化政策の上におよぼした影響は、はかり知れないと考える。

しかし、武田行雄が主張するように、「肇国以来の国史」を一貫して、天皇が政治と文

化の唯一の中心であったというのは偽りである。太平洋戦争の一時期をのぞけば、日本人がすべて「赤子」として天皇の一家に組み込まれたことはないのも事実である。

日本文化の歴史を通じて、天皇は、常にいくつかの有力な中心の一つであったのであり、「日本文化の一部」として、しかもその性格を時代によって変え続けた、というのが真相であろう。

太平洋戦争の終結によって、明治以降の国家神道の作り出した「八紘一宇」という神話が崩れ去り、天皇自身が自ら「現人神」ではないことを宣言した時に、天皇が日本文化のすべてではないことが明らかにされたはずである。いまでは「八紘一宇」などといっても、その意味は、ほとんど誰も知りはない。「八紘一宇」は、死語である。

しかし奇妙なことに、戦後も、靖国という「天皇をすべてとする装置」は残された。

靖国神社は、周知の通り「嘉永癸丑(1853)以来の国事殉難者、戊辰戦争の戦没者に加え、西南戦争の戦死者をはじめ、以後日本の対外戦争における戦死者を〈靖国の神〉となして国家がまつたもの」である。(38)ここには、嘉永癸丑以来、賊軍の会津藩士などをのぞき、天皇の赤子として国に殉じた者が「すべて」祀られて続けてきた。

太平洋戦争の敗戦を受けて、天皇はまた「人間」として生きはじめ、「国家のために殉ずること」と「天皇のために殉ずること」は、直接的な結びつきを失ったにもかかわらず、靖国がそれまで果たし続けた政治的・文化的役割が消え去ったわけではないのである。

そこには、神道という宗教の解きがたいパラドクスがある。神道においては、死者の魂は時とともに次第に個性を失い、「霊」として浄化され、一体化される。一度、祀られた霊は、分祀することは不可能なのである。

戦争の

終結までに祀られた天皇に殉じた英霊の後に、戦後も国家のために殉じたとされるA級戦犯をふくむ様々の霊が合祀され、天皇霊を頂点とした「英霊」の列に陸続と連なっていく。たとえ遺族が、「合祀されたくない」といっても、いったん合祀された霊は、分離不可能なまま、英霊に組み込まれてしまう。

これは、まさに霊界の「八紘一宇」であるといつてよいだろう。生前のみならず、死後も「天皇を父と戴く擬似家族」や「日本国の英霊一族」に組み込まれ、それを拒むことができないのである。

かつて「皇国臣民ノ誓詞」という踏み絵を踏まされ、神社参拝を強制させられて、むりやり八紘一宇の世界に組み込まれてしまった経験を持つ韓国・朝鮮、そして台湾の人々や、「大東亜共栄圏」や「五族協和」を旗印に、国を踏みにじられた中国の人々が、事態を座視できないのは当然である。

靖国という宗教装置を、特定宗派の信者達が護持するのは自由だが、これを国家の英霊を祀るものとして、今も政治家が公的に参拝するのは、言語道断である。

韓国をはじめ、東アジアにむかって、新しい日本を知らせる力強い文化政策を推進するためには、まず国として靖国というネガティブな過去の遺産を払拭する必要がある。

(本稿は、内藤光博、古川純編『東北アジアの法と政治』(専修大学出版局)に納められた小論「戦時下日本の文化政策」に加筆したものである。)